

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域(案)について
<b>2 募集期間</b>
令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)
<b>3 趣旨</b>
<p>令和3年7月に静岡県熱海市で大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、令和4年5月27日付けで「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」が公布されました。</p> <p>また、令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が改正、「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法)」が施行され、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。</p> <p>これに伴い、新たに宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定するものです。</p> <p>倉敷市では規制区域の指定にあたり、国土交通省から通知された「基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説(案)」に基づき、基礎調査を行いました。この結果を踏まえ、規制区域界を明確にするとともに、盛土等に対する行為を厳しく規制できるように、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定したいと考えており、この規制区域について、市民の皆様のご意見を募集します。</p>
<b>4 資料閲覧場所</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・開発指導課</li><li>・情報公開室</li><li>・児島、玉島、水島の各支所総務課、真備支所市民課、船穂・庄・茶屋町 各支所</li><li>・市ホームページ</li></ul>
<b>5 提出方法</b>
<p>(1) 窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで</li><li>・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分</li></ul> <p>(2) 郵送</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 開発指導課</li><li>※ 令和6年10月31日(木)必着</li></ul> <p>(3) FAX(086-421-1600)</p> <p>(4) Eメール(devg@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
<b>6 問合せ先</b>
建設局 都市計画部 開発指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階 開発指導課 TEL;086-426-3485 FAX;086-421-1600 アドレス;devg@city.kurashiki.okayama.jp